

平成 26 年 4 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ハ ナ テ ン
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 米 倉 晃 起
コ ー ド 番 号 9870 東 証 2 部
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 陣 内 司
電 話 番 号 06-6968-0101

決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第49期定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期(事業年度の末日)を変更することを決議致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとしておりますが、当社及び当社グループの経営及び事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時かつ適正な経営情報の開示を図るため、毎年10月1日から9月30日までに変更するものであります。

これに伴い、現行定款の第12条の6、第46条、第47条、第48条の各条につき所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

2. 決算期の変更の内容

現 在： 毎年3月31日

変更案： 毎年9月30日

決算期変更の経過期間となる第50期は、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月決算となる予定です。

なお、決算期が9月30日の連結子会社である株式会社ビーエムハナテンにつきましても、設立日から平成26年9月30日までの決算となります。

平成27年からは、当社および連結子会社につきまして、10月1日から9月30日までの12ヶ月決算となる予定です。

3. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第50期の業績見通しにつきましては、平成26年5月に開示予定の平成26年3月期決算短信において公表する予定です。

4. 定款の一部変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

変更前	変更後
(利益配当金) 第12条の6 当社は、<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された種類株主Bおよび種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、毎年度種類株式Bの発行価額の1%を上限とし、取締役会が決定する計算方法に基づき算出された金額（以下「優先配当基準金額」という。）を、普通株主および普通登録質権者ならびに種類株主Aおよび種類登録質権者Aに優先して配当を受ける権利を有する。<u>ただし、種類株主Bおよび種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える利益配当は行われず（非参加型）かつ優先配当基準金額の配当を行わない場合においても、その差額は翌営業年度以降累積しない（非累積的）。</u>	(利益配当金) 第12条の6 当社は、<u>毎事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された種類株主Bおよび種類株式Bの登録質権者（以下「種類登録質権者B」という。）に対し、<u>毎事業年度</u>種類株式Bの発行価額の1%を上限とし、取締役会が決定する計算方法に基づき算出された金額（以下「優先配当基準金額」という。）を、普通株主および普通登録質権者ならびに種類株主Aおよび種類登録質権者Aに優先して配当を行う。<u>ただし、種類株主Bおよび種類登録質権者Bに対しては、優先配当基準金額を超える利益配当は行われず（非参加型）かつ優先配当基準金額の配当を行わない場合においても、その差額は翌営業年度以降累積しない（非累積的）。</u>
(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。	(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から翌年<u>9月30日</u>までとする。
(期末配当金) 第47条 当社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって<u>毎年3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。	(期末配当金) 第47条 当社の剰余金の配当は、株主総会の決議によって<u>毎事業年度末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。
(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主ま	(中間配当金) 第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主ま

たは登録株式質権者に対し、中間 配当金として金銭の分配をすること ができる。 <u>(新設)</u>	たは登録株式質権者に対し、中間 配当金として金銭の分配をすること ができる。 <u>附則</u> <u>第1条</u> <u>第46条(事業年度)の規定にかかわ</u> <u>らず、平成26年4月1日から始ま</u> <u>る第50期事業年度は平成26年9月</u> <u>30日までの6ヵ月間とする。</u> <u>第2条</u> <u>第12条の6(利益配当金)の規定に</u> <u>かかわらず、第50期事業年度にお</u> <u>ける種類株主Bおよび種類登録質</u> <u>権者Bに対する配当額の上限は、</u> <u>種類株式Bの発行価額の0.5%と</u> <u>する。</u> <u>第3条</u> <u>本附則は第50期事業年度の末日の</u> <u>経過をもってこれを削除する。</u>
--	--

5. 日程

第49期定時株主総会開催日：平成26年6月27日（予定）

定款変更の効力発生日：同上

以 上